

「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく 保証料割引の取扱終了について

標記要領に基づく保証料割引につきましては、全国統一による取扱い終了後も、当協会では1年間割引を継続してきたところですが、今般、平成30年3月31日保証申込受付分をもって取扱終了とさせていただきますので、お知らせいたします。

なお、「会計参与設置会社」に対する保証料割引につきましては、平成30年4月以降も全国統一で継続される予定となっております。